

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和2年第4回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴席を閉鎖し、説明員である課長等の入場も制限しております。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 我孫子洋昌 議員及び6番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第4 発議第1号「下川町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） 発議第1号 下川町議会活性化等調査特別委員会の設置について、提案趣旨を申し上げます。

議会活性化の取り組みは、平成27年度から始まり、全員協議会の活用、DVD貸出しによる一般質問の視聴、町民意見交換会、政務活動費の廃止、議決事件に総合計画基本構想を加える条例の一部改正、インターネットによる録画中継、議会モニター制度の導入や、議員選出監査委員制度の廃止などが実施されてきました。

これら議会の活性化は、議員の政策能力の向上や、町民と議会との距離を縮めることに

寄与するなど、その実践が進んでおります。また、地方自治制度における二元代表の一方の担い手とされる「議会」は、町民福祉の向上を図る使命を負っています。本年始めより世界に広まった新型コロナウイルスは、経済、家庭、教育など社会全般の見直しを迫っており、かかる状況において「議会」もまたその使命を遂行するため、基本理念と体制を再構築する必要があります。それらを体系化し今後の議会活動の指針となるべく議会基本条例を制定する必要性が顕在化しています。

以上のことから、議会の活性化並びに議会運営の位置づけをする議会基本条例の制定を目的とした調査を行うため、特別委員会の設置を提案するものであります。

本特別委員会の名称は、「下川町議会活性化等調査特別委員会」とし、地方自治法第109条及び下川町議会委員会条例第5条の規定に基づき、委員会の構成は、議長を除く全議員による特別委員会とするもので、調査期間は、令和3年3月31日までとし、議会閉会中も調査するものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

本特別委員会は、議長を除く議員全員で設置されることに決定しましたので、ただいまから、委員長及び副委員長を選出していただきます。

ここで、正副委員長を選出するまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（古屋宏彦君） お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお集り

願います。

休憩 午前10時 9分

---

再開 午前10時13分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、本会議を再開します。

下川町議会活性化等調査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、5番 我孫子洋昌 議員。

副委員長には、4番 春日隆司 議員。

に決定いたしました

---

○議長長（近藤八郎君） 日程第5 議案第1号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。第1号議案の提案をさせていただく前に、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

7月も間もなく終わりを告げようとしているこの時期でございますが、新型コロナウイルス感染が東京圏域から一気に全国へと広がりを見せ、1日の感染者総数も増加気味になっているところでございまして、本町におきましても油断のできない状況下であり、今後更に予防対策を緩めることなく対処していかなければならないと決意しているところでございます。

さて、このような折、議員各位には、今臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、御出席を頂き、御審議賜りますことを心より感謝申し上げます。

今般の臨時会において提案させていただきますのは、条例案件2件、予算案件3件でございます。議員各位には慎重な御審議をお願い申し上げ、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を目的とした「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例」につきまして、所要の改正を行うものがあります。

主な改正内容は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税を減免対象とする改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第1号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が下がった方に対しまして、国民健康保険税の減免を行うための改正でございます。

議案第1号説明資料の「下川町国民健康保険税条例新旧対照表」を御覧ください。

附則に第14項を加えるものでございまして、下川町国民健康保険税条例第24条第1項では、国民健康保険税の減免することができる事由を、同条第2項では、その手続き期限として7日前までに申請書を提出することが規定されておりますが、第2項の納期限にかかわらず申請を受け、町長が必要と認めた時は、令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税を減免する規定を新設するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の下川町国民健康保険税条例附則第14項の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第2号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年4月7日に閣議決定された、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」において、生活困窮世帯や個人への支援の一環として、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」ことが盛り込まれたことを受け、下川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、事業収入等の減少が見込まれる場合などにより、保険料の減免措置を講ずることを可能とする条項等の追加を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第2号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、介護保険法第142条に基づき、市町村はその判断により、介護保険料の減免を行うことができるとされているところでございます。

今回、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等による介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に対する財政支援を定めるものでございます。

それでは、議案第2号説明資料の「下川町介護保険条例新旧対照表」を御覧ください。

主な内容といたしましては、減免の対象となるのは、第1号被保険者でございます。

一つ、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った者。

一つ、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれ、要件及び減免額算定に該当するものとなっております。

また、減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されたものとしてございます。

以上の内容を、附則第6条で追記してございます。

なお、本条例は、公布の日から施行としてございます。

以上で条例改正の説明を終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第2号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第3号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ1億1,580万円を追加し、総額を56億1,017万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、社会活動の再開や地域経済の回復などに係る経費を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、テレワーク環境の整備に係る経費、避難所における感染症対策に係る経費を計上しております。

民生費では、あけぼの園冷房機設置に係る繰出金のほか、総合福祉センター屋上防水改修工事に係る経費、認定こども園冷房機設置工事に係る経費、山びこ学園における感染症対策に係る経費及び冷房機設置に係る経費を計上しております。

衛生費では、保健事業などにおける感染症対策に係る経費、病院冷房機設置に係る負担金を計上しております。

農林業費では、原木一時保管緊急対策事業に係る経費。

商工労働費では、しもりんポイント付き宿泊プラン事業に係る負担金、新しもかわスタイル導入応援事業に係る補助金を計上しております。

土木費では、快適住まいづくり促進事業に係る補助金を。

教育費では、小中学校における感染症対策に係る経費、学校給食臨時休業に係る補助金、オンライン会議等への対応として公民館無線LAN整備工事に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、繰入金、諸収入を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 予算編成に当たりまして、基本的な考え方についてお伺いいたします。

御案内のとおり、6月定例会において、コロナ対策を求める決議が可決されております。

内容は、一つ目、町民の声を対策に反映させるように。二つ目、総合的な窓口の設置…これは設置されております。三つ目、これまで行き届かなかった子育て世代、高齢者、事業者等に対して、きめ細かな対策を講じること。四つ目、独自の政策を講じるため、議会と連携して対策を実現すること。

それに対して町長は、心強い議決を頂いたということで…挨拶で謝辞を述べられております。

予算編成に当たりまして、この議決を踏まえた、町長から編成に当たっての指示が明確に出されているのかどうか。

二つ目、これまで様々な機会でご各議員からコロナ対策について意見、要望、そして理事者答弁があったところでございますが、これについても町長からこれらを踏まえた予算編成に当たることというような明確な指示が出された予算編成になっているのか。

三つ目、御案内のとおり、地方創生担当大臣のメッセージを見ますと、交付金については、地方創生の新たな取り組みの局面へと弾みをつけていただきたいと…この交付金を使ってですね。ピンチをチャンスに変えると…いわゆる今後の地方創生の種まきに使ってくださいということだと思います。そんなこともあって、これらを踏まえた予算編成になっ

ているのかどうか。

そして、これらを進めるために、地域未来構想 20…政策課題がそれぞれ…20 分野あるんですが…脱炭素から環境からほとんどですね…教育、医療まで、自治体と各分野が専門家を交えていろいろ検討していくと。地域未来構想 20 に対して、町は申請をしているのかどうか。

以上 4 点、質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） ただいま春日議員から四つの質問がございましたので、答弁をさせていただきますと思います。

まず、コロナウイルス感染症対策に対しての私からの明確な指示でございますけれども、これは当然のように…国からの臨時交付金が決定してございますので、これに基づきながらそれぞれの所管において課題を抽出し、そして生活支援、あるいはまた経済対策に対して、しっかりした施策を出すようにという…そういう方針を出したところでございます。

それから、二つ目の、議会あるいはまた議員の皆さんからの要望等を踏まえてコロナ対策をやっているかどうかということでございますけれども、これについても特別決議に限らず、一般質問、あるいはまたそれぞれの委員会審査等で細かな質疑や御意見、あるいはまた提案がありましたので、そういうことを踏まえながら今回も施策に反映させていただいたところでございます。

ただ、非常に危惧されるのは、今…冒頭の挨拶でもさせていただきましたように、この地域においてはまだ感染者は出ておりませんが、全国的に感染者が一日 1,000 人を超えるという…大変異常な状態になってございます。そういう意味でも、短期ではなくて中期、長期でしっかりと考えていく必要があるのではないかと考えているところでございますので、これは今回に限らず、しっかりと継続して進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、三つ目の、地方創生大臣からのメッセージがございましたように、今回の臨時交付金に当たっては、地方創生のきっかけにしてほしいということでございますが、これは当然のように…地域づくりを進める中で、まず大きな課題となっております…当面の感染症対策をしっかりと進めながら、そしてまちづくりを含めた住民の皆さんの豊かさや、あるいはまた利便性のある…そういう暮らしをつくってまいりたいと、このように考えているところであります。

それから、四つ目の、地域未来構想については、まだ把握してございませんので、今後それらの施策のメッセージがございましたら、速やかに対応してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。



○4 番（春日隆司君） 正確な答弁がちょっと…あれですけど、私なりに…決議を受けて、しっかり予算編成に当たって、町長から指示が出されたという理解をしました。もし違うのであれば言ってください。

それから、確認の意味でございます。これまでの議員意見の町長答弁で、それらを踏まえた予算編成にしっかり指示してなっていると。それから、地方創生の新たな取り組みに対しての予算も計上されていると…弾みになるような…ピンチをチャンスに変えるような…という理解をいたしました。

そんな中で、地域未来構想というのは…メッセージはもう発せられておりますので…相当以前にですね…確認をしていただければと思います。

それから、議会と連携して対策を実現するということなのですが、今回の予算編成に対して全員協議会で従前どおり説明を受けました。今回の決議に当たって、議会との連携で対策を実現すると。議会の連携について、どのように…まだ取られていないのかなと思うんですが、どのように取って提案になっているのかなというところをお聞きいたします。

○議長（近藤八郎君） 町長…前段の確認と、それから後段に…議会との連携についてどんなふうに手法を取ったかという部分についてお答え願います。

○町長（谷 一之君） 特別決議…5点については、それぞれ先ほど春日議員からお話がありましたように、速やかに対応策を進めているところでございます。

特に3番目にございました、子育て世代、高齢者、事業者等に対して、きめ細かな対策を講じることという…こういう御意見を頂きまして、これも担当課それぞれ課題をしっかりと抽出しながら…ただ、現在のところ、下川町においてどの程度困窮している方々がいるのかというところにおいては、一定程度…10万円の給付金をはじめとした…子育て支援、あるいはまた経済対策等の中でも…ふるさと商品券の成果が上がっているところがございまして、こういう段階で次の展開としてまた速やかに考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、議会、あるいは議員の皆さんとの連携でございますけれども、これについても皆さんからお寄せいただいた様々な施策提案、こういうところをいろいろ町内でも反映をさせていきたいということで、皆さんの一般質問、あるいはまた委員会審査での御意見を一つ一つですね…今回の予算にも議論の糸口としたところでございます。

また、全員協議会等でも全体像を説明させていただきまして、今回の臨時会の予算を含めて説明をさせていただいたところでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 議案第 4 号「令和 2 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 令和 2 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度介護保険特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 18 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 8,919 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきまして、地域支援事業費で、高齢者の社会活動再開を支援していくための経費を増額計上しております。

歳入につきましては、財源調整のため、一般会計繰入金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 893 万円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 3,896 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、施設整備費の工事請負費で、施設の冷房機設置に係る経費を計上しております。

歳入につきましては、財源調整のため、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第 4 号 令和 2 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）のうち、介護保険事業勘定について、補正予算概要書により説明申し上げたいと思います。

今回の補正の主な要因は、新型コロナウイルス感染予防対策に伴い、自粛生活による心身機能低下を防止するために行う事業でございます。

まず、歳出でございますが、介護予防事業費で 18 万円の増額でございます。

これにつきましては、介護予防事業物品として、カーリンコンディスクやエクササイズボール及びアクリル板等を増額計上してございます。

次に、歳入でございます。一般会計繰入金 18 万円を増額計上してございます。

これにつきましては、財源調整によるものでございます。

以上で介護保険事業勘定の補正予算の説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） 次に、齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 続きまして、介護サービス事業勘定の内容につきまして、議案第 4 号説明資料 2 ページから説明させていただきます。

今回の歳出補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るあけぼの園の冷房機器設置に伴うものであります。

概要を申し上げますと、あけぼの園食堂ホールに冷房機を設置し、高温、多湿な施設の空間環境の改善を図るものでございます。

また、医務室、静養室にも冷房機を設置し、薬等を取り扱う医務室においては、高温、多湿な空間環境の改善を図り、湿度に弱い粉薬等の適正な管理を行い、静養室においては、施設内において体調を崩した利用者が快適に静養等の提供ができるように空間整備を図るものでございます。

また、歳入補正につきましては、本歳出事業に伴う財源調整によるものでございまして、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げます、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしく御願います。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案趣旨の説明並びに詳細説明がそれぞれありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番(我孫子洋昌君) あけぼの園の冷房機設置事業の件ですが、ただいま園長から提案理由の説明がございました。食堂の冷房機ということですが、現在、あけぼの園では、皆さんが一堂に会するかたちで食事を摂られていて、それでそこに冷房機が必要だと。

これは今コロナ対策等々でいわれている…一堂に会することが…どうだというような議論がされている中で、あえてこういうかたちでの食堂の利用方法は今後も続けるということでしょうか。

○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。

齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長(齋藤英夫君) 今回のコロナ対策につきましては、まず、空調環境が…あけぼの園はかなり古い施設でございまして、まずは一般に集う会場について整備を行うというふうに考えてございます。

今後の予定でございしますが、まだいろいろ補助金等の対応等々も考えていかなければならないんですけども、陰圧装置ですとか…そういったものを設置する際に、空気…循環をさせて環境を整えるということで、施設内が高温、多湿になりますと、陰圧装置ですとか…導入した際に、その場所もかなり熱くなるということになります。

まず、第1段階としては、施設内の温度管理をしっかり行いまして、それから第2弾、第3弾という対策を考えていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく御願います。

○議長(近藤八郎君) 5番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 食事の様子というのはどんな感じですか…ということも聞いたんですが。

○議長（近藤八郎君） 齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 食事の方につきましては、新しい生活様式ということで、それぞれ…お集りいただいているんですが、それなりの間隔をおきまして、飛沫感染等防止に注意しながら食事をしていただいている状況でございます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 今…食事については間隔を取ってということで説明がございました。空調についての整備を行うということなんですが、今後予定される整備がいろいろあると…これについても有効な補助金等を活用しながら整備をしていきたいということなんですが、将来的には幾らかかるかと、どこまで整備するかというのはあると思うんですが、今回のこの整備というのは、全体の計画の中の…ここまでできれば完成という中の 20%なのか、30%なのか…それぐらいの整備なのか。あるいは、これができればほぼ…7 割、8 割ほどのものに至るのか。全体が見えない中での…今は取りあえずこれが一番最優先だからこれを手掛けるというような内容なんですが、全体の整備計画といったものは何か示されて…今回対応されるということなんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 今回の整備につきまして…何%かということですが、全体の計画についてはまだ協議中なところがありまして、今後の整備について、こういった整備も必要であるということはお話させていただいているところではありますが、現段階では、空調設備といいますか…高温多湿な環境整備をまず行いまして、その後ですね…どういった設備を導入していけるかというのは、今後の検討ということでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 3 回終わりましたが…もう一度？  
5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 食事の件はちょっと答弁漏れがあったというふうに自分は考えたので、これが最後になります。

今回補正予算で提案されて、可決されたということになると、実際に高温多湿を軽減するための冷房機器の設置というのは、スケジュール的にはどれぐらいが完成時期というふうに想定をされていますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 今後の期間でございますが、冷房設備につきましては、業者がどこになるか…これからなんですけれども、期間としてはなかなか夏は…忙しくて、どこも工事が難しいということで、秋から冬にかかるのではないかなというふうに考えております。今年度中については、高温多湿な環境については整備の方がピークの時に間に合わないのかもしれませんが、来年度以降についてはちゃんと当初から対応ができていくものというふうに考えております。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。  
1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） あけぼの園、それから生活支援センター等ですね、高齢者が利用者ですけれども、その中で…今感染症が第2波ということで、いろんなクラスター…飲食店もありますけれども、北海道の大きなクラスターでは、茨戸アカシアハイツ…高齢者施設での感染症が爆発的に広がりました。また、死亡者もたくさん出ました。北海道は全国にまれにみる…感染症者数からみると死亡者数が非常に多い。

その中で、あけぼの園の入所者に対してですね、今現在、保健所から…感染症の疑いがある場合に、PCR検査または抗原検査を行っていくのか。それとも今後は第2波に備えて、入所者、利用者に対して…PCR検査よりも抗原検査の方が時間もかからずにできますから、そういう措置を取ってこれから対処していくかどうか、そこをお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 今お話のありましたPCR検査、若しくは抗体検査についてなんですけれども、現段階では施設職員及び施設利用者については実施する予定はございません。ただ、今後ですね、実施する態勢等々が揃い、保健所からの指導も受けながら、できるようになれば検討していきたいというふうには考えておりますが、そのへんにつきましては、今後、町の方でいろいろ協議をさせていただきたいというふうに考えておりますが、現段階では実施する予定はございません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 今後検討するという事は、今明確に保健所の方から…そういう施設に関しての利用者、入所者に対して、明確な指示がないというか…これは自治体独自で進めるべきだというふうになっているのか、こちらからの支持を待ってやるようにというふうになっているのか…どちらになっていますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 現在、PCR検査等につきましては、私どもで押さえている情報でいきますと、感染の疑いのある…肺炎症状等々がある方に限られて行われるようになってございまして、現段階…特に症状がない方が率先して検査を受けられる状態では…そのへんについてまだちょっと正式に確認は取れてないんですけども…認識しているところでは、まだそこまで至っていないというふうに考えております。

今後そういった態勢が、保健所、若しくは取れるのかというところを確認を取りながら、もし…抗体を持っているのかどうかとか確認できる検査が今後実施できるよということになればですね、そういったところを検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

現在のところは、状態がですね…コロナ感染の疑いが非常に濃い…濃厚接触者であるとか、濃厚接触者と関わり合った方たちについては、保健所等からの指導を頂きながら検査を実施してまいることとなりますが、現段階では健常者の方たちが検査を受けるというところでは考えてはございません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 事務長も来ていますので…今の情報というか…それは緩やかな時の情報だと思うんですね。今、第2波に備えて、もっと情報がありましたら、病院事務長、若しくは保健福祉課長の方が知っているのかどうか分かりませんが…お答えをお願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 今の御質問にお答えします。現在、道内…特に上川北部におきましては感染者がいないという状況で、東京のように逼迫しているところについては、濃厚接触者は有料で唾液による検査とか…そういうキットが出始めましたので…そういった検査はやられていますが、ただ症状があるから保健所へ行って検査してと言っても検査はしてくれません。まず、かかりつけ医のところに行って、風邪かインフルエンザか…そういうのをまず調べて、それで最終的にインフルエンザの疑いがあれば、名寄市立病院でPCR検査ができますので…名寄市立病院に行ってください、ドクタードクターの話し合いで検査に行ってくださいというかたちになります。

現在、キットが出始めましたので、今後…もし町内で出て、濃厚接触者がいっぱい出た時に、やっぱり検査をしたいという方が出てくるかなと思いますので、その時には有料にはなりますが唾液で検査するキットがありまして、翌日には結果が出ます。ただし、PCR検査より精度が低いので、仮に陰性と出たからといっても陽性の疑いがあるかもしれな

いので、この精度については今のPCR検査よりは低いということも承知しながらやっていきたいと思います。

今後は、実際に感染が出た場合に、そういった検査をしなければならないということについては、今後院内で協議をして進めていきたいなというふうに思います。そういう状況でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第9 議案第5号「令和2年度下川町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第5号 令和2年度下川町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、資本的収入及び支出において、資本的収入を1,257万円追加し、収入総額を1,663万円とし、支出におきましては、資本的支出を1,257万円追加し、支出総額を2,069万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、病院2階の廊下に天井型の冷房機を設置し、入院患者の

療養環境を改善するものであります。

収入におきましては、一般会計負担金を増額し、その財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

支出におきましては、工事費を計上しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、事務長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 議案第5号 令和2年度下川町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書は9ページ、事項別明細書では下川町病院事業会計補正予算説明書19ページ、20ページの見積基礎でございます。

それでは、お手元に配布されております、議案第5号説明資料「補正予算概要書」により、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正でありまして、病院2階の入院病棟の廊下に天井型冷房機を設置し、病室を含め2階全体の高温、多湿を軽減し、入院患者の快適な環境を整えます。

また、町立病院の電力の容量が不足しておりまして、今回の補正において変圧器3台のうち1台を交換しております。

病院事業会計補正予算概要書を御覧ください。

資本的収入及び支出において、歳入では、一般会計負担金として1,257万円を計上しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

歳出では、建設改良費として、2階廊下に天井型冷房機7台、変圧器1台の取り換え工事とし、1,257万円を計上しています。

また、病院としては、新型コロナウイルス感染症の対応として、前回の補正で議決いただきました臨時の受付、待合室、診察室、診療室において、風邪症状等のある方については、診療、治療に当たるとともに、院内感染を防ぐため、職員の感染対策を徹底し、入院患者や外来患者が安心して医療を受けられるよう努力しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。



(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第5号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。  
委員会における議案審査のため、午後2時まで休会にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、午後2時まで休会といたします。

午前10時57分 散会